



国の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」と 「あんしん修学支援制度」

■国の支援金や給付金

国の「高等学校等就学支援金制度」は、国公立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校 1 年次～3 年次の学費を軽減する制度です。就学支援金が拡充された 2020 年からは、年収 910 万円未満の家庭に対して、保護者の年収によって 118,800 円か 396,000 円が支給されます（国公立高等学校、公立中等教育学校後期課程の場合は、授業料相当分の 118,800 円を支給）。また、「高校生等奨学給付金」は、年収 270 万円以下の家庭には最大（第 2 子以降）で 152,000 円、生活保護世帯には 52,600 円が給付されます。

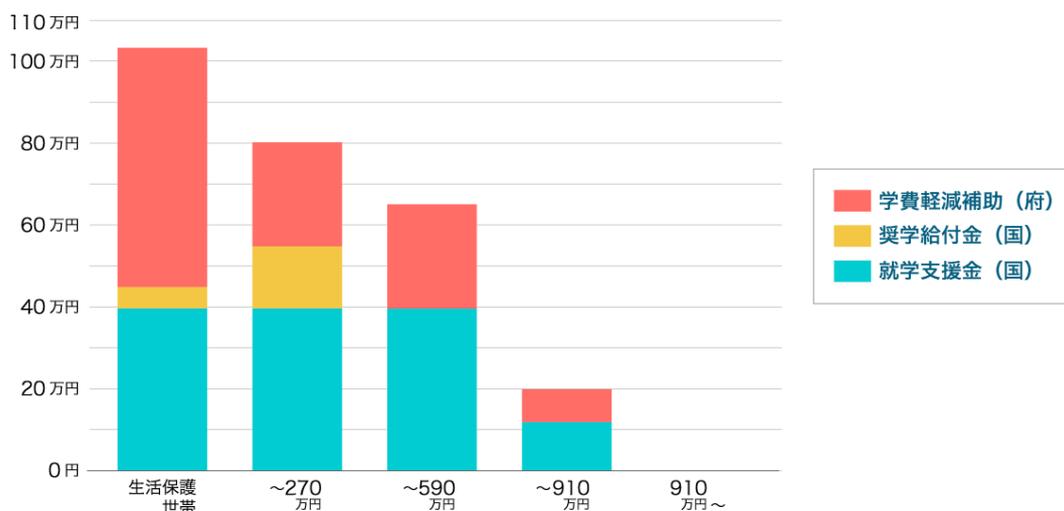
■府のあんしん修学支援制度（対象：府内の私立校に通学する府内在住生）

国のこうした支援金や給付金のほか、京都府では、「あんしん修学支援制度」として、年収 910 万円未満程度に年収に応じて学費軽減補助が給付されます。また、府内に在住し、兵庫県の私立高校に通う生徒のための学費軽減制度もあります。

下のグラフは、年収別の国と京都府の給付金の合計を示したものです。

[京都府の授業料の平均 年額約 56 万円]

世帯年収別 学費補助額（年額）



※世帯年収（目安）：両親の一方が働いていて、両親・高校生・中学生の 4 人家族をモデルとした場合のグラフです。

（家族構成により基準額が変わりますので、必ず自治体の HP をご覧ください）

■申請書類・申請時期について

就学支援金は、入学時に学校から案内があるので、入学後の4月に受給資格認定の申請をし、以降は保護者の変更、住所の変更等がない限りは原則手続不要です。申請には、「申請書」と「保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類」が必要です。

支援金の支給額を判断するための家庭の所得状況の確認を1～3年次の7月頃に行います。高校生等奨学給付金もこのときに申請します。

あんしん修学支援制度への申請は各私立校の裁量に任されていますが、補助年度の家庭の所得状況がわかる課税証明書が発行される7月～9月頃に申請することが多いようです。以降は、新しい課税証明書が発行されるごとに毎年申請が必要です。

申請は原則としてどちらも在学している学校を通じて行われます。学校から申請書などの案内が配布されますので、期限までに必要な書類を学校に提出してください。

【その他】

★家計が急変したときの支援制度があります。詳しくは自治体にお問い合わせください。

※この情報は2023年6月時点のものです。

※参考：京都府私立中学高等学校連合会 HP

「学費のことで私立高等学校進学をあきらめないで！」

<https://www.kyotoshigaku.gr.jp/images/2023/06/6c6c55f9899bcab2e7c65051db440155.pdf>